

橿原市特別職報酬等審議会 1 回目 会議録

- 1 日 時 令和元年 10 月 16 日（水）午前 10 時から
- 2 場 所 本庁本館 3 階第 2 会議室
- 3 出席者 委員 田中会長、森本委員（職務代理）
（50 音順）東委員、米田委員、佐藤委員、島本委員、森嶋委員、山中委員、横田委員、吉田委員
事務局 西田政策統括監、中西総務部長、小路総務部副部長兼人事課長（司会）
溝上人事課課長補佐、安田人事課給与係長、寺本人事課主査、見杉人事課主査

- (1) 開会
- (2) 市長の諮問
- (3) 委員紹介、委嘱状交付
- (4) 審議
- (5) 閉会

1. 会長選出

会長の選出について事務局一任の声があり、事務局案として過去の審議会でも会長を務めた田中委員を会長に推薦。全委員異議なしとなり、田中委員が会長に就任。

2. 職務代理の選出

事務局案として森本委員を推薦し、会長の指名により森本委員が職務代理となる。

3. 特別職の報酬および財政・決算状況等について（資料 1～11、15～23）

※資料 12～14 の行政委員会の報酬については、農業委員会担当者説明後に事務局から説明を行う。

【資料説明】

以下の資料につき事務局より説明を行う。

- 資料 1 類似団体 25 市（Ⅲ－3）一覧（人口 100,000 人以上 150,000 人未満）
- 〃 2 橿原市特別職報酬額の推移
- 〃 3 橿原市特別職・一般職給料月額・年収比較表
- 〃 4 県内 12 市 特別職報酬額（月額・年収）（本則）
- 〃 5 県内 12 市 特別職報酬額（市長・副市長・教育長）減額措置状況
- 〃 6 県内 12 市 特別職報酬額（月額・年収）（減額調整後）
- 〃 7 県内 12 市 特別職報酬額比率一覧
- 〃 8 類似団体 25 市（Ⅲ－3） 特別職報酬額（月額・年収）（本則）
- 〃 9－1 類似団体 25 市（Ⅲ－3） 特別職報酬額（市長・副市長・教育長）減額措置状況
- 〃 9－2 類似団体 25 市（Ⅲ－3） 特別職報酬額（議長・副議長・議員）減額措置状況
- 〃 10 類似団体 25 市（Ⅲ－3） 特別職報酬額（月額・年収）（減額調整後）
- 〃 11 類似団体 25 市（Ⅲ－3） 特別職報酬額比率一覧
- 〃 15 近年の景気動向
- 〃 16 人事院勧告の実施状況（行政職（一）関係）

- ” 17 檀原市給与削減状況
- ” 18 ラスパイレス指数、平均給料月額等の状況（県内12市、類似団体25市（Ⅲ－3））
- ” 19 県内12市 財政状況
- ” 20 類似団体25市（Ⅲ－3） 財政状況
- ” 21 平成30年度 決算状況等調査表
- ” 22 平成22・25・28年度特別職報酬等審議会答申概要
- ” 23 用語

【質疑応答】

委員：現状では市長らの給料を減額されているとのことだが、これは市長の任期（11月11日）をもって終了するのか。

事務局：給料カット及び本則金額については条例に明記しており、変更には議決が必要。カット継続するには再度条例案を議会に提出し議決を経たのちに継続することになる。したがって、11月12日をもって一旦カットは終了する。以後のカットについては12月の議会定例会で検討していきたいと思っている。12月議会で可決となると最短では1月1日以降から実施されることになる。

事務局：カット率に関しては、今は5%であるが他市では30%カットの自治体もある。カット率に関しては変更される可能性もある。

委員：令和元年の年収推計につき議長、副議長及び議員につき資料3と資料6で金額が異なっている。同額であるべきでは。

事務局：確認し、後程回答する。

委員：資料5につき、市長給料の減額率が葛城市は50%、桜井市も30%と高くなっているがその理由は何か。

事務局：2市とも市長の選挙公約で挙げていたカット率が適用されているため、減額率が県内比較でも高くなっている。

会長：財政難を理由とした減額ではないということか。

事務局：時限立法で任期中の減額がなされている。

事務局：続いて行政委員会の説明に移る。特に今回は農業委員会の能率給につき制度変更があるので、農業委員会事務局長から詳細説明を行いたいよろしいか。

（会長より入室許可があり、局長入室）

【資料説明】

「檀原市農業委員会 報酬等資料」に沿い、農業委員会事務局長より農業委員会及び能率給導入について説明を行う。

【質疑応答】

会 長：審議対象としては能率給の導入要否についてということか。

事務局：まずは基本月額の適正について、また来年度からの能率給導入の要否について審議していただきたい。能率給支給については全額国からの交付金で対応されるが、期限が定まっていないので制度終了以降は檀原市で支出することになる可能性もある。

会 長：国からの交付金があるのであれば審議する必要はないのでは。

事務局：制度終了以降、交付金で支給されていた分を市の予算で負担することになる可能性があるのご審議いただきたい。

委 員：交付金が終了するならその時また議論すればよいのでは。

事務局：数年は国からの全額支給があるという点だけでなく、県内や類似団体との状況比較、檀原市の他の行政委員会との兼ね合い、また支給について日額から月額へ変更された社会的背景等も含め、広く議論していただきたい。

会 長：委員会としては導入についてどうか、また導入における金額の妥当性についてということでしょうか。

事務局：審議いただく前段階で、農業委員会について質問があれば担当者へ聞いていただきたい。

委 員：檀原市には他市には無い小委員会委員という役職があるが。

農業委員会：他市では部会制を採っているところもあるが、檀原市では月 1 回農業委員全員で総会を行っており、そこで扱う案件について事前聞き取りや調査を行っているのが小委員会委員である。現在は会長含め 7 名で構成されている。

委 員：能率給を払うとしたら年額いくらになるか。

農業委員会：毎月委員一人当たり、活動実績として 6,000 円、成果実績として 14,000 円の合計 20,000 円を想定している。

委 員：農地面積が出ていないので判断しにくい。参考として農地面積を載せてほしい。

事務局：分かりました。

農業委員会：成果実績の制度上の交付金額の上限は 28,000 円であるが、実際の活動達成見込みで算出すると

14,000 円程度になる。

委員：能率給は基本月額にそのまま追加して支払われるということか。

農業委員会：計算上は月に 20,000 円となるが、実際の支給は毎月ではなく、年額としてまとめて支給される。

委員：現在委員全員で 25 名ということは、全体の年間支給額として 600 万円増額になるということか。

農業委員会：その金額になる見込みである。

(質問終了により、局長退室)

【資料説明】

以下の資料につき事務局より説明を行う。

- 資料 1 2 檜原市行政委員会報酬額等一覧表
- ” 1 3 県内 1 2 市 行政委員会委員報酬額
- ” 1 4 類似団体 2 5 市 (Ⅲ-3) 行政委員会委員 報酬額

【質疑応答】

会長：行政委員会全体としての審議をすすめるのか、何か特定の事項に集中して審議した方がよいか。

事務局：資料全体につき総括的な審議をしていただければとは思いますが、農業委員会が新たに能率給を導入するかどうかといったことに焦点をあてていただきたい。将来的には財政負担が生じる可能性があるといった問題だけでなく、活動実績や成果実績を基準とした交付金の申請といった点で農業委員会の事務負担も増える。委員からどのような報告を受け、その成果をどのように評価していくかといった実務的なむづかしさもある。事務局とすれば日額や月額、あるいは併用といった変遷を経て、現在の月額での支給にたどり着いたといった経緯をみれば、支給方法の変更については慎重にならなければならない。そのため、農業委員会の能率給導入について、主たる審議対象にさせていただきたいところである。資料 2 2 がこれまでの変遷をまとめたものとなる。平成 22 年度には他市で行われた裁判の判決を受け、月額支給ではなく活動実績に応じた支給とすべく日額制を導入した。しかし、その結果として活動日数が増え財政負担が大幅に増加するといったことが日本全国で見受けられるようになり、再度月額制に戻されたという過去がある。

会長：資料 2 1 について、審議のためにはもう少し詳しく市の財政状況を把握する必要がある。人口の変化について減少率がゆるやかであることは評価できる。次回、財政状況の要点についてまとめた報告がほしい。

事務局：分かりました。

委員：資料全体として他市との比較で示されているが、何を基準に報酬が決定されているのか。たとえば歳入の何パーセントかを報酬額にするといった決め方もあると思う。必ずしも他市と比べて低額だから良いといったことでもない。市自体の財政が赤字であれば報酬額は下げねばならない。

会 長：従前の報酬審議会では他市との比較が報酬額の決定の基準になっており、財政状況との関連をあまり議論してこなかった。財政状況についても他市との比較をする必要があるのではないか。

委 員：農業委員会の報酬の支給方法の変更につき、日額制になった際に支出額が増えたと思ったが、政策自体がプラスになったのか、マイナスになったのか。

事務局：本市がどうであるかは断言できないが全国において日額制移行後、それによる顕著な成果が認められれば支出額の増加が批判されることはなかったはずだと考えられる。

【次回以降開催日程】

第2回 令和元年11月20日（水）午前10時から 本庁3階 第2会議室

第3回 令和2年1月15日（水）から17日（金）のうちいずれか1日